

ID: 11

担当部署: 都市建設課

処分の概要	竹木の流送の許可等		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第28条		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】 法第28条の規定による。 (竹木の流送等の禁止、制限又は許可) 第28条 河川における竹木の流送又は舟若しくはいかだの通航については、一級河川にあつては政令で、二級河川にあつては都道府県の条例で、河川管理上必要な範囲内において、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。 河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料) 7 第28条(竹木の流送等の禁止、制限又は許可) (1) 審査基準 竹木の流送等の許可を行うに当たっては、地形、河川管理施設又は河川区域内に設置されている工作物の状況、河川の自由使用の状況等を勘案して、河川管理上の支障の有無について審査を行い、支障を生じるおそれがない場合に許可することができる。			
標準処理期間	未設定(通知による。)		
備考			
設定年月日	令和3年10月1日	最終変更年月日	年 月 日